
QA8-40 生鮮水産物の原産地表示は、きちんと行われているのですか。

A

- ① 国産の生鮮水産物の原産地表示については、食品表示法に基づく食品表示基準により、義務づけられています（例：茨城県沖、三陸沖等）。
- ② ただし、水域をまたがって漁をする場合等、水域名の記載が困難な場合には、「水揚げした港名又はその属する都道府県名」をもって水域名の記載に代えることができることになっています。
- ③ この表示義務に違反した場合には、生鮮農産物と同様に、行政措置や刑事罰の対象となります。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第8章 85 ページ「ウェブサイトでの情報提供」

下巻 第8章 125 ページ「消費者への原産地情報の提供」

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第10版）より作成

出典の公開日：平成28年3月15日

本資料への収録日：平成29年3月31日